

### 第3節 自衛隊の災害派遣要請



【基本方針】

市長は、地震・津波の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに県知事に自衛隊の派遣要請依頼を行う。ただし、そのいとまがないときは、直接自衛隊に通知するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を報告する。

自衛隊の災害派遣に関する要請基準や要領等については、一般災害対策：第III編第1章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

### 第4節 災害救助法等の適用



【基本方針】

災害救助法は、市が実施する「り災者」に対する救援活動・措置を主に費用面でも援助するためのものである。災害救助法は要件を満たせば災害発生時に遡って適用されることになるが、被災市町村にとっては実際に適用されることが判明するまでは費用的な心配から思い切った対策が実施できないことも懸念される。そのため、災害救助法の適用については、同法、同法施行令及び福岡県災害救助法施行細則等の定めるところにより速やかに所定の手続きを行うこととする。

なお、特に大規模な地震・津波災害時には、広域的な被害が同時多発的に発生することが予想され、被害状況が迅速かつ正確に把握できないことが阪神淡路大震災や東日本大震災の災害教訓として得られている。

このため、市は被害の全体像を迅速に把握できるように、平常時から情報収集並びに連絡体制の確立に努め、より効果的な災害救助法の運用に努める。

災害救助法の適用基準や要領等については、一般災害対策：第III編第1章第5節「災害救助法適用計画」に準ずる。